

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 10 特定金融会社等関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>10-1 登録の申請、届出等関係</p> <p>(中略)</p> <p>10-1-2 登録の申請の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>規則第8条の規定による登録拒否通知書については、拒否の理由に該当する法第6条各号のうちの該当する号の番号、又は登録申請書等に虚偽の記載がある箇所若しくは記載が欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>10-4 行政処分を行う際の留意点</p> <p>(中略)</p> <p>10-4-2 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>業務停止命令の発出又は登録の取消しの不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施すること。</u></p> <p><u>また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意すること。</u></p>	<p>10-1 登録の申請、届出等関係</p> <p>(中略)</p> <p>10-1-2 登録の申請の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>登録を拒否する場合は、拒否理由等を記載した規則第8条の規定に基づく登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする（10-4-2参照）。</u></p> <p>(中略)</p> <p>10-4 行政処分を行う際の留意点</p> <p>(中略)</p> <p>10-4-2 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第8条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 10 特定金融会社等関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(2) 行政不服審査法との関係  <u>報告徴収命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取り消す処分をしようとする場合には、行政不服審査法第5条に基づく審査請求ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係  <u>報告徴収命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取り消す処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p><u>づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係  <u>不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係  <u>取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(以下略)</p>